

障がい者虐待対応レビューシート 記載要領

平成 27 年 6 月 策定
令和元年 7 月 改訂
令和 6 年 3 月 改訂

大阪府障がい福祉室障がい福祉企画課

はじめに

平成 24 年 10 月に障害者虐待防止法が施行され、市町村では、法に基づく責務を果たすため虐待事案に対応いただいているところです。しかしながら、厚生労働省「都道府県・市区町村における障がい者虐待事例への対応状況等（調査）」（以下、「国調査」とする）の平成 25 年度以降の調査結果において、大阪府の養護者による虐待件数は毎年全国最多となっており、今後、一層、虐待防止に向けた取組みが求められています。

虐待防止に向けた取組みのためには、まず、国調査のような通報件数、虐待件数などの数値的な把握に加え、被虐待者・虐待者の背景や虐待事案に対する支援内容等について具体的な状況を把握し、そこからみえてきた課題について対応策を講じていくことが重要と考え、平成 26 年度から、府内 7 市、大阪府（障がい福祉室地域生活支援課地域生活推進グループ、大阪府こころの健康総合センター、大阪府障がい者自立相談支援センター）において「障がい者虐待要因分析ワーキング」を開催しました。

本ワーキングにおいて、

- ・障がい者虐待に至るハイリスク要因の割り出し、その気づき力の向上
- ・事案終結までのスキームに沿った適切な対応力の向上

を目的とし、その対応方策を検討しました。

検討の結果として、市町村における虐待事例の傾向把握や対応方法の振り返りを行い、虐待事案を網羅的に管理するツールとしての「虐待対応レビューシート」を作成するとともに、ワーキング参加市における虐待事案について、ハイリスク要因等の傾向分析や、具体的な事例をもとに対応事例集の作成を行いました。

また、平成 28 年度以降、国調査の内容について新規項目が追加されるなど、大きく変更がなされたことを踏まえ、国調査との整合性を図る形で内容の改訂を行いました。

市町村では、日々の障がい者虐待への対応において、独自に虐待対応の管理表などを作成し管理されているところもあることと思います。上記レビューシート等の対応ツールでは、単に事例の管理のみならず、事例を網羅的に見ることによって、地域での傾向を把握し、ハイリスク要因等に早期に対応いただくことも視野に入れて作成しましたので、現在活用されている管理表などにその内容も加味していただき、貴市町村における障がい者虐待防止に少しでも役立てていただくことを願っています。

平成 27 年 6 月策定
令和元年 7 月改訂
令和 6 年 3 月改訂

目 次

はじめに

1:障がい者虐待対応レビューシートとは？

- 1-1. 各シートの目的 3
- 1-2. 各シート記載の流れについて 5

2:障がい者虐待対応レビューシートの書き方

- 2-1. Aシートの書き方 6
- 2-2. Bシートの書き方 7
 - ① 初期対応時の状況について 7
 - ② 初回のモニタリングでわかった内容について 10
 - ③ 虐待事案の終結について 11
- 2-3. Cシートの書き方 11
 - ～ワーキングでレビュー会議を開催してみて～ 14
- 2-4. 施設従事者シート、利用者シートについて 15

1:障がい者虐待対応レビューシートとは？

「障がい者虐待対応レビューシート」は、1人の被虐待者について、市町村が通報・届出・相談を受理してから、事案の内容や対応状況について、エクセルの1段を使用し、横へ記載していくシート（台帳）です。

エクセルのシートごとに以下のようになっています。

●養護者による虐待については、

Sheet 1 …… Aシート「基本情報台帳」 及び Bシート「対応・支援台帳」

Sheet 2 …… Aシート、Bシート【記入例】

Sheet 3 …… Cシート「レビュー台帳」

Sheet 4 …… Cシート【記入例】

●施設従事者による虐待については、

Sheet 5 …… 施設従事者シート

●使用者による虐待については、

Sheet 6 …… 使用者シート

基本的な項目や、毎年行われる厚生労働省の「都道府県・市区町村における障がい者虐待事例への対応状況等に関する調査」（以下「国調査」という）で必要な項目については、上記シートに記載した内容から、以下シートに自動集計されます。

Sheet 7 …… 養護者 集計シート（Aシートに入力した項目から集計）

Sheet 8 …… 施設従事者 集計シート（施設従事者シートから集計）

Sheet 9 …… 使用者 集計シート（使用者シートから集計）

Sheet 10 …… 参考資料（府対応マニュアル様式3「事実確認チェックシート」）

1-1. 各シートの目的

共通の目的：

- ① 各個別の虐待事例を通報から調査、支援、終結に至るまで継続的に記録するため、全ケースの状況を一覽で把握でき、対応の漏れを防ぎケースの進捗管理ができる。
- ② エクセルの台帳なので、国調査等での集計が容易になり、虐待事例に係る傾向把握が可能

●【養護者シート】

（Aシート：基本情報台帳）

- ① Aシートは、国調査の項目と、虐待事案の基礎情報についての項目で構成されており、通報や相談に関し、被虐待者、虐待者の状況把握、事実確認状況や虐待認定の有無などについて記載するようになっていきます。
- ② ほとんどの項目がプルダウンリストから選択して入力するようになっており、国調査の調査項目と合わせた内容としているため、報告が容易になるとともに、虐待事案について一覧で状況把握することができます。

（Bシート：対応・支援台帳）

- ① 当初の支援策やモニタリングの状況などの項目を記載するようになっており、市町村における対応・支援の状況が管理できます。
- ② 虐待の終結の判断（初動期対応で終結した場合）や、終結の際の引継ぎ機関などを記載することにより、虐待が終結した後も被虐待者や養護者に対する必要な支援策の検討に活用できます。

※AシートとBシートはエクセルの同じシート上で、同一対象者の欄を横につなげて記載していきます。

（Cシート：レビュー台帳）

- ① 各ケースの担当者が直近の状況を記載しておき、組織として定期的（3か月から6か月に一度）に全ケースの振り返りを行うレビュー会議を行う際に使用します。
- ② レビュー会議で全ケースを一覧で振り返ることで、対応の遅れを防ぎ、支援策の見直しや、終結の判断（初動期対応の後も継続して支援を行った場合）などを組織的に行うことができます。

●【施設従事者シート】、【使用者シート】

国調査の項目と、虐待事案の基礎情報についての項目で構成されており、国調査での集計、報告が容易になります。また、事実確認状況や、大阪府、労働局、関係市町村、関係機関等への必要な連携や報告ができているか記載することで進捗管理が容易になり、報告のもれを防ぐことができます。

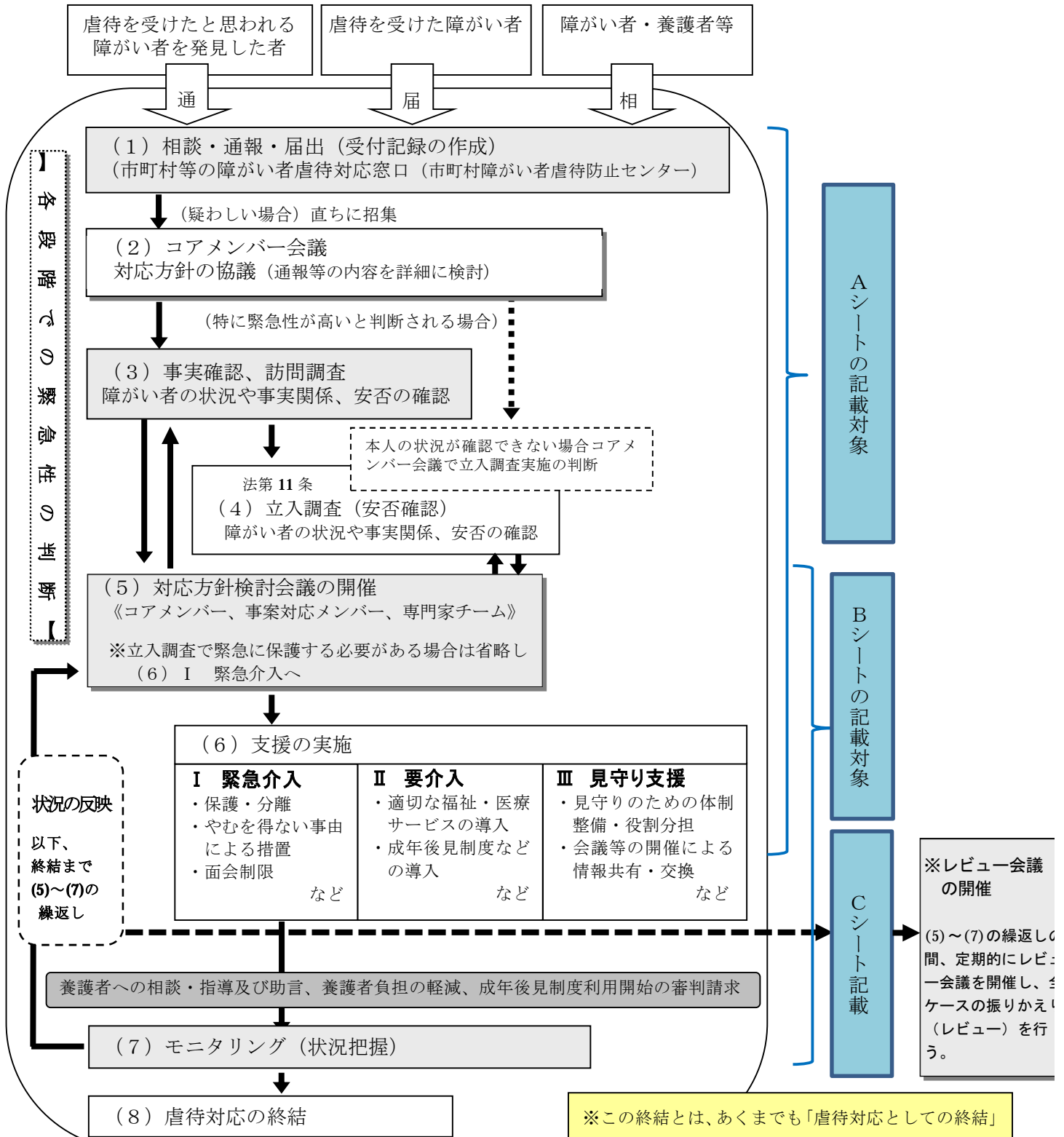
●【各集計シート】

プルダウンで選ぶ基礎的な項目や、国調査で必要となる項目について、それぞれのシートに自動集計されます。

1-2. 各シート記載の流れについて

「市町村職員のための障がい者虐待対応マニュアル 令和5年9月改定」P.12

の「◆市町村における障がい者虐待対応の流れ」のフローを各シートの記載内容に反映しています。



2:障がい者虐待対応レビューシートの書き方

それぞれのシートの書き方、使い方については以下のとおりです。

2-1. A シートの書き方

※Aシートの Sheet2 記入例をご参照ください。

Aシートには、以下の国調査（第3票「養護者による障害者虐待に関する調査票」）の項目と、それに関連したケースの基礎情報について、個別ケースの担当者（ケースの内容を理解している職員など）が記載していきます。

【国調査項目】

相談・通報・届出者、事実確認の有無、事実確認状況、事実確認日、事実確認までの日数、虐待の有無、虐待類型・虐待の程度、身体拘束の有無、経済的虐待の内訳、障がい種別、性別、年齢、障がい支援区分、障がい福祉サービス等の利用状況、行動障がいの有無、虐待者との同居、被虐待者の世帯構成、虐待者との関係（続柄）・年齢・性別、虐待の発生要因や状況、分離の有無、過去の虐待の有無、分離・非分離の内容、権利擁護の対応実施状況

国調査の項目に関し「年齢」以外の項目はセルのプルダウンリストから選ぶようになっています。

なお、虐待者に関する情報や虐待類型などの虐待の状況、分離などの虐待対応については、虐待認定した事例に関する項目になりますので、「虐待の有無」欄で「有」とした場合にのみ記載します。通報の段階で先に状況を記載しておいた場合には、組織として虐待認定をした後に、通報時の内容から変わっている可能性があるため、必ず虐待認定をした内容となっているかを確認し、修正して下さい。

（※「集計用」のシートでは、虐待「有」とした事例についてのみ、それ以降の項目の集計をするようになっています。通報段階で先に状況を記載し、その後虐待「無」となった事例については、記載してあっても集計には影響しませんので、修正や削除をしなくても差し支えありません。）

また、虐待の程度については、大阪府障がい者虐待対応マニュアル 様式3（事実確認チェックシート）を参考に、事実確認を行った内容をもとに該当する程度（重度・中度・軽度）を選択します。（Sheet10にも参考資料として抜粋したものを掲載しています。）

【国調査項目以外の基礎的な情報】

対象者（被虐待者）氏名、相談受理日、通報歴、受理機関、通報内容メモ、虐待認定日、所持手帳の種別、経済状態

氏名、相談受理日、通報内容メモ、虐待認定日、経済状態以外はプルダウンリストから選ぶようになっています。

虐待認定は行政の判断として行うので、何（どの事実）を根拠に、いつ判断したかを明確に

しておくことが必要です。虐待者や家族、支援者などから何を根拠として虐待認定したかについて説明を求められたり、行政が行った措置に関し訴訟を提起された場合の対応のためにも、認定した事実、根拠とともに認定日を記載しておきます。

※虐待無しと判断した場合には、「個別ケースの記録」及び「Aシート項目15」において、判断に至った事実、根拠を明確にして記載しておきます。

2-2. Bシートの書き方

※巻末のBシートの記載見本をご参照ください。

Bシートは、Aシートの虐待の有無で虐待有（虐待が疑われるものも含む）と認定したケースについてのみ記載するものです。

Bシートは、Aシートで記載したエクセルの行を右へ、個人の行ごとに記載するようになっています。

市町村での虐待対応のために配布している「障がい者虐待対応マニュアル（令和5年9月改定）」（以下、「対応マニュアル」という。）巻末の以下の様式に対応しており、各様式を参照したり転記してBシートが作成できるようにしています。（Bシートの項目名の欄にも参考様式を明記しています。）

- ・様式3「事実確認チェックシート」
- ・様式5「対応方針検討会議記録シート」
- ・様式7「モニタリングシート」

① 初回の対応方針検討会議の状況について

【初動期チェックシート：様式3、様式5 参照】

当初の虐待の内容や支援策、虐待の要因として考えられるものを記載することで、その後の状況の変化がわかり、支援策の修正や終結への判断を行う時に役立ちます。

記載は、プルダウンリストから選択する虐待の程度以外の項目には、具体的な状況を記載するようにしています。主な項目については以下により記載してください。

1 No.、2 対象者氏名

Aシートで使用したNo.を記載します。No.を入力すると対象者氏名が自動的に入力されます。

3 初回の対応方針決定会議の開催日

P. 5「1-2. 各シート記載の流れについて」のフローの「(5) 対応方針決定会議の開催」の初回の開催日について記載します。

4 事実確認できた虐待の状況

対応マニュアルの「様式3：事実確認チェックシート」の内容を参考に100文字程度に要約して記載します。

5 介入前の虐待の程度

通報・相談を受け、事実確認を行い、介入を行う前の虐待の状況について記載します。下記の(表1)「虐待の程度について」の大阪府障がい者虐待対応マニュアル 様式3(事実確認チェックシート)を参考に、事実確認を行った内容をもとに該当する程度を記載します。

虐待が終結するまで、定期的にケースの振り返りを行います(P. 11 Cシートの書き方を参照)、介入前の虐待の程度、状況を記載しておくことで状況の変化がわかりやすくなります。

(表1) 虐待の程度について

大阪府障がい者虐待対応マニュアル 様式3より抜粋

| 通報時の有無 | | | 確認日 | 事実の有無 | 事実確認項目 | 方法 |
|---|-------|--|-----|--|---|---|
| 【重度】生命、心身の健康、生活に関する危険な状態が生じている。 ⇒迅速な事実確認調査、本人の安全確認を最優先に、緊急保護の検討が必要 | | | | | | |
| 重度 | 身体的虐待 | | | | 生命や身体の安全が危ぶまれるような状況が確認、もしくは予測されるとき、頭部外傷(血腫、骨折等の疑い)腹部外傷、部位()大きさ | 1.写真 2.目視 3.記録 4.聴き取り 5.その他 ()が()から確認 |
| | | | | | 身体のいずれかの部位に、入院を必要とする外傷・骨折・火傷、複数の痣がある 部位()大きさ()色() | 1.写真 2.目視 3.記録 4.聴き取り 5.その他 ()が()から確認 |
| | | | | | 健康に有害な食物や薬物、また処方されていない薬を与えられている | 1.写真 2.目視 3.記録 4.聴き取り 5.その他 ()が()から確認 |
| | | | | | 四六時中ベッドや部屋に拘束・監禁されている | 1.写真 2.目視 3.記録 4.聴き取り 5.その他 ()が()から確認 |
| | | | | | 頻繁に、向精神薬を過剰に服用させる | 1.写真 2.目視 3.記録 4.聴き取り 5.その他 ()が()から確認 |
| | | | | | 一家心中(未遂を含む) | 1.写真 2.目視 3.記録 4.聴き取り 5.その他 ()が()から確認 |
| | ネグレクト | | | | 法定の労働安全・衛生が遵守されていない職場で働かせている(生命の危険がある、危惧されるもの) | 1.写真 2.目視 3.記録 4.聴き取り 5.その他 ()が()から確認 |
| | | | | | 脱水(脱水症状の繰り返し)・栄養不足による衰弱がある(全身衰弱・意識混濁) | 1.写真 2.目視 3.記録 4.聴き取り 5.その他 ()が()から確認 |
| | | | | | 潰瘍や褥瘡が悪化している | 1.写真 2.目視 3.記録 4.聴き取り 5.その他 ()が()から確認 |
| | | | | | 口腔内の出血・腫れ | 1.写真 2.目視 3.記録 4.聴き取り 5.その他 ()が()から確認 |
| | | | | | 生命にかかわる治療中の服用薬を飲んでいない、飲ませてもらえない | 1.写真 2.目視 3.記録 4.聴き取り 5.その他 ()が()から確認 |
| | | | | | 生命にかかわる医療拒否がある(宗教やオカルトを理由とする場合も含む) | 1.写真 2.目視 3.記録 4.聴き取り 5.その他 ()が()から確認 |
| 心理的虐待 | | | | 著しい暴言や拒絶的な態度により、抑うつ状態や自殺企画にまでいたるなど、人格や精神症状に歪みが生じている | 1.写真 2.目視 3.記録 4.聴き取り 5.その他 ()が()から確認 | |
| 性的虐待 | | | | 性行為・わいせつな行為を強要されている | 1.写真 2.目視 3.記録 4.聴き取り 5.その他 ()が()から確認 | |
| | | | | 性風俗で働くことを強要されている | 1.写真 2.目視 3.記録 4.聴き取り 5.その他 ()が()から確認 | |
| 経済的虐待 | | | | 性感染症に罹患している(生殖器等の傷、出血、かゆみの訴え) | 1.写真 2.目視 3.記録 4.聴き取り 5.その他 ()が()から確認 | |
| | | | | 本人名義の預貯金・資産が家族・他者に不当に流用・処分されている | 1.写真 2.目視 3.記録 4.聴き取り 5.その他 ()が()から確認 | |
| | | | | 悪徳商法の業者に多額の金銭をまきあげられている(法43条 財産上の不当取引)※1 | 1.写真 2.目視 3.記録 4.聴き取り 5.その他 ()が()から確認 | |
| | | | | 最低賃金以下で働かせている(最低賃金除外申請を適切に行っていない)生活にかなり支障をきたしている状態 | 1.写真 2.目視 3.記録 4.聴き取り 5.その他 ()が()から確認 | |
| 【中度】今すぐに、生命の危険はないと考えるが、障がい者の心身の健康、生活に著しい影響が出ている ⇒迅速な事実確認調査、本人の安全確認を最優先に、保護の検討を行う | | | | | | |
| 身体的虐待 | | | | 身体のいずれかの部位に、通院を必要とする外傷・骨折・火傷、複数の痣がある 部位()大きさ()色() | 1.写真 2.目視 3.記録 4.聴き取り 5.その他 ()が()から確認 | |
| | | | | 常時ではないが、向精神薬を過剰に服用させる、部屋に閉じ込める、つなぎ服を着せるなど身体拘束を行う(3要件の判断、必要な手続きがない) | 1.写真 2.目視 3.記録 4.聴き取り 5.その他 ()が()から確認 | |
| | | | | 外出・通信が著しく制限されている(自由に外出できない、自由に家族以外の人と話すことができない、長時間家の外に出されていない) | 1.写真 2.目視 3.記録 4.聴き取り 5.その他 ()が()から確認 | |
| | | | | 法定の労働安全・衛生が遵守されていない職場で働かせている(今すぐ生命の危険があるというのではないが、かなり重篤な状況) | 1.写真 2.目視 3.記録 4.聴き取り 5.その他 ()が()から確認 | |

| | | | | |
|--|-------|--|--|--|
| 中度 | ネグレクト | | 著しい体重の増減、やせすぎがある | 1.写真 2.目視 3.記録 4.聴き取り 5.その他 ()が()から確認 |
| | | | 偏食・不衛生・不眠によって健康に明らかな問題がある | 1.写真 2.目視 3.記録 4.聴き取り 5.その他 ()が()から確認 |
| | | | 家族と同居しているが、実質的な世話・介護者はいない | 1.写真 2.目視 3.記録 4.聴き取り 5.その他 ()が()から確認 |
| | | | 必要な医療・福祉サービスを受けることができない | 1.写真 2.目視 3.記録 4.聴き取り 5.その他 ()が()から確認 |
| | | | 医療機関の指示と異なる服薬調整が行われている | 1.写真 2.目視 3.記録 4.聴き取り 5.その他 ()が()から確認 |
| | 心理的虐待 | | 本人が家出・徘徊をしても放置するか、無関心である | 1.写真 2.目視 3.記録 4.聴き取り 5.その他 ()が()から確認 |
| | | | 家族の自殺企図 | 1.写真 2.目視 3.記録 4.聴き取り 5.その他 ()が()から確認 |
| | 性的虐待 | | 家族や身近の人から本人にの意向にそぐわない宗教・オカルトを強要される | 1.写真 2.目視 3.記録 4.聴き取り 5.その他 ()が()から確認 |
| | | | 性的な嫌がらせ、はずかしめを受けている | 1.写真 2.目視 3.記録 4.聴き取り 5.その他 ()が()から確認 |
| | | | 更衣やトイレ等の場面のぞいたり撮影したりする | 1.写真 2.目視 3.記録 4.聴き取り 5.その他 ()が()から確認 |
| 経済的虐待 | | 障がいや理由に、交際する異性との関係を引き裂く | 1.写真 2.目視 3.記録 4.聴き取り 5.その他 ()が()から確認 | |
| | | 本人名義の預貯金・資産が本人の了解なく家族・他者に不当に管理されている | 1.写真 2.目視 3.記録 4.聴き取り 5.その他 ()が()から確認 | |
| | | 遺産相続等で差別的な扱いを受けている | 1.写真 2.目視 3.記録 4.聴き取り 5.その他 ()が()から確認 | |
| | | 最低賃金以下で働かせている(最低賃金除外申請を適切に行っていない)(程度によって重度となる) | 1.写真 2.目視 3.記録 4.聴き取り 5.その他 ()が()から確認 | |
| | | 悪徳商法の業者に接近されている (法43条 財産上の不当取引)※1 | 1.写真 2.目視 3.記録 4.聴き取り 5.その他 ()が()から確認 | |
| 【軽度1】今は入院を要するほどの外傷や栄養障害はないが、心身の健康、生活に影響が出ている。 ⇒安全確認ができていれば、速やかに対応策を実施する | | | | |
| 軽度1 | 身体的虐待 | | 入院を必要とするほどではないが、治療の必要な外傷・火傷がある | 1.写真 2.目視 3.記録 4.聴き取り 5.その他 ()が()から確認 |
| | | | 繰り返し傷・痣がある | 1.写真 2.目視 3.記録 4.聴き取り 5.その他 ()が()から確認 |
| | | | 外出・通信が自由にできない、行事への参加を制限されている | 1.写真 2.目視 3.記録 4.聴き取り 5.その他 ()が()から確認 |
| | ネグレクト | | 法定の労働安全・衛生が遵守されていない職場で働かせている(程度によって重度となる) | 1.写真 2.目視 3.記録 4.聴き取り 5.その他 ()が()から確認 |
| | | | 健康問題につながる可能性のある偏食や不衛生等、衣食住の不適切さがある | 1.写真 2.目視 3.記録 4.聴き取り 5.その他 ()が()から確認 |
| | 心理的虐待 | | 必要な医療・福祉サービスを受けることを制限されることがある | 1.写真 2.目視 3.記録 4.聴き取り 5.その他 ()が()から確認 |
| | | | 本人がしばしば欠席・欠勤していても連絡をしないか、無関心である | 1.写真 2.目視 3.記録 4.聴き取り 5.その他 ()が()から確認 |
| | | | 無視・暴言・乱暴な扱い・締め出し・懲罰的な扱いによって情緒的問題が出ている | 1.写真 2.目視 3.記録 4.聴き取り 5.その他 ()が()から確認 |
| | 性的虐待 | | 必要な医療・福祉サービスの内容を周囲が勝手に決める | 1.写真 2.目視 3.記録 4.聴き取り 5.その他 ()が()から確認 |
| | | | 養護者から強い拒否感の訴えがある | 1.写真 2.目視 3.記録 4.聴き取り 5.その他 ()が()から確認 |
| 経済的虐待 | | 障がいや理由に、他者から異性との交際を禁じられている | 1.写真 2.目視 3.記録 4.聴き取り 5.その他 ()が()から確認 | |
| | | わいせつな写真や映像を見せられる | 1.写真 2.目視 3.記録 4.聴き取り 5.その他 ()が()から確認 | |
| | | 窺視や不自然なアプローチを受けている (被害妄想と区別する) | 1.写真 2.目視 3.記録 4.聴き取り 5.その他 ()が()から確認 | |
| | | 「小遣いがあまりもらえない」と訴える | 1.写真 2.目視 3.記録 4.聴き取り 5.その他 ()が()から確認 | |
| | | 最低賃金以下で働かせている(最低賃金除外申請を適切に行っていない)(程度によって中度) | 1.写真 2.目視 3.記録 4.聴き取り 5.その他 ()が()から確認 | |
| | | 周囲の人間からお金をたかられている | 1.写真 2.目視 3.記録 4.聴き取り 5.その他 ()が()から確認 | |
| 【軽度2】心身の健康、生活に影響が予想される。 ⇒本人が確認できていれば、対応策を検討、モニタリング体制を整える。 | | | | |
| 軽度2 | 身体的虐待 | | 治療の必要はない程度の外傷がある | 1.写真 2.目視 3.記録 4.聴き取り 5.その他 ()が()から確認 |
| | | | 養護者から暴力をふるってしまうとの訴えがある | 1.写真 2.目視 3.記録 4.聴き取り 5.その他 ()が()から確認 |
| | ネグレクト | | 健康問題が直ちに生じるほどではないが、衣食住の不適切さがある | 1.写真 2.目視 3.記録 4.聴き取り 5.その他 ()が()から確認 |
| | | | 本人・周囲とも必要な医療や福祉サービスの内容を考えることができない | 1.写真 2.目視 3.記録 4.聴き取り 5.その他 ()が()から確認 |
| | 心理的虐待 | | 無視・暴言・乱暴な扱い・締め出し・懲罰的な取扱いを受けている | 1.写真 2.目視 3.記録 4.聴き取り 5.その他 ()が()から確認 |
| | | 家族の間にけんかや争いごとがしばしば起きる | 1.写真 2.目視 3.記録 4.聴き取り 5.その他 ()が()から確認 | |
| | | 養護者からの拒否感の訴えがある | 1.写真 2.目視 3.記録 4.聴き取り 5.その他 ()が()から確認 | |

※1 法 43条 養護者・従事者・使用者以外の財産上の不当取引については消費生活に関する担当部局、関係機関につなぐ。

6、虐待の要因として考えられるもの 備考欄

虐待対応にあたり、緊急性の有無の判断を行い、事実確認を行った情報等をもとに、対応方針検討会議において虐待の認定、虐待の要因の分析を行い、虐待要因を解消するための支援へつなげていきます。

対応マニュアルの「様式5：対応方針検討会議記録シート」においても、「虐待の状況・発生要因等」、「その他リスク要因」について記述することとなっています。

Aシート 52～69 行目では「虐待の発生要因や状況」の項目があり、個別ケースにおいて、虐待の要因を具体的に分析した内容をもとに選択するようになっていますが、その他に虐待の要因として注記しておく点があれば、この備考欄に記載しておくことができます。

② 初回のモニタリングの状況について

【対応マニュアル：様式7 参照】

モニタリングとは、P. 5「1-2. 各シート記載の流れについて」のフロー図の「(7) モニタリング（状況把握）」を指します。

「②初回のモニタリングの状況」においては、初期対応の効果や課題について明確にし、今後の継続的な支援のあり方について記載して下さい。

7 具体的な支援の内容とその結果

8 その他の支援課題・リスク等

対応マニュアルの「様式7：モニタリングシート」の「到達目標に対しての支援実績」や「その他支援課題・現時点で考えられるリスク等」の欄などを参考にして、個別ケースの当初の支援についてのモニタリングの状況を記載します。

9 次の支援方針

対応マニュアルの様式7の「次回会議までの支援」の欄を参考に、次の支援の方針として、支援計画を継続していくのか、変更するのか、終結とするのか、組織としての判断をプルダウンリストから選びます。

10 <「9 次の支援方針」で「支援計画変更」の場合> 変更した支援方針や課題

「9 次の支援方針」で「支援計画変更」を選択した場合には、変更後の支援を具体的に記載します。

11 <「9 次の支援方針」で「終結」の場合> 引き継ぎ先及び引き継ぎ内容

「9 次の支援方針」で「虐待事案終結」と判断した場合には、障がい者虐待としては終結し、通常の支援が必要な場合はその引き継ぎ先や連携先、障がい者虐待以外の虐待事案として移管する場合は移管先などを記載します。

障害者虐待防止法に基づいた対応が終結しても、必要な支援があれば明確にしておくことが

できます。

12 次回評価日

今回の支援方針について、効果を評価する時期を記載します。(次回計画評価予定日)

③ 虐待事案の終結について

虐待事案での終結は、コアメンバー会議など管理職の出席した会議において、組織として終結の判断を行います。

【市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応】(厚労省 R5.7 改定マニュアル) より

「虐待対応の終結とは、虐待行為が解消されたことにより障害者虐待防止法による対応を終了することです。これは、行政の責任として、虐待対応の終結を判断することを意味します。このときの判断基準としては、虐待行為そのものの解消だけでなく、虐待の発生要因が除去されることにより虐待行為が発生しないと判断されることが必要です。虐待対応が終結した後も支援が必要な状態が継続することがありますが、虐待対応と通常の支援は区分して扱う必要があります。虐待対応が終結したと思われた時点で状況を整理してコアメンバー会議に諮り、支援関係者の意見も踏まえながら組織的に虐待対応の終結を決定します。その後の生活の支援については、通常業務として市町村や相談支援事業所に引き継ぐとともに、虐待の再発があったとき等に速やかに把握できるよう、必要な関係機関に情報を提供するとともに情報共有に努めます。」

具体的な終結の目安(例)

- 虐待者が支援を継続的に受け入れており、かつ一定の関係機関で対応可能な状況が一定期間(例：6ヶ月)確認されていること。
- 虐待行為が解消され、虐待リスクへの対応策を講じ一定期間虐待の事実が見られず安定した状態が続いており、リスクが生じたときもすぐに把握できる支援体制が整っていること(相談支援事業所やサービス事業所など状況を把握できる機関につながっていること)

※個別の事例によって、終結に向けた必要な見守り(モニタリング)期間は異なります。
事例によって終結の目安(目途)を想定しておくようにします。

2-3. Cシートの書き方

※巻末のCシートの記載見本をご参照ください。

Cシートは虐待認定した全ケースの振り返りを行うレビュー会議に使用するためのシートです。虐待無しとしたケースについては不要です。

個別の障がい者虐待対応の流れ（P. 5「1-2. 各シート記載の流れについて」フロー図参照）の中で、「(5) 対応方針検討会議の開催」から「(6) 支援の実施」、「(7) モニタリング（状況把握）」の部分がCシートの記載内容にあたり、ケースが終結するまで繰り返し行います。

レビュー会議とは？

虐待事例の進捗管理を複数の視点でチェックし、組織としての振り返りを行う場です。担当者や、責任者個人によるケースの進捗管理では、対応が滞っているケースの見落としや、判断が個人の見解に偏ってしまう懸念があるため、できるだけ複数の関係者（課長、担当者、必要に応じて関係機関）が出席した会議の場で、組織として進捗管理できる体制を整えることが重要です。

レビュー会議では、主にCシートを活用し、3ヶ月～6ヶ月程度に1度、定点で全てのケースの直近の状況の報告を行い、

- ・モニタリング、対応方針検討会議が適切な時期に行われているか、
- ・気になるリスクはないか、
- ・終結や継続的支援の判断が適切にされているか、

などを判断します。

レビュー会議の場では、必要に応じ、ケースの担当者から直近の状況がより具体的にわかるよう報告するようにしてください。

レビュー会議でリスクを感じたケースについては、別途、モニタリングや個別の対応方針検討会議で検討を行います。

1 No.、2 氏名

Aシートで使用した番号等を記載します。

虐待認定で虐待なしとなったケースのNo.をとばして、行を詰めて記載していきます。

3 直近のモニタリング、対応方針検討会議等実施日

4の直近のケース概要を把握した時点のモニタリング、対応方針検討会議等を実施した日を記載します。

4 直近のケース概要

レビュー会議の事前のケースの状況について具体的に記載します。

5 虐待のレベル

直近の虐待の状況について、重度、中度、軽度、虐待なし、をプルダウンリストから選択します。虐待の程度は、対応マニュアル様式3（P.8の表1および巻末 Sheet10 の参考資料にも掲載しています）を参照してください。

6 解消されていない虐待リスク

未だ解消されていないと考えられる虐待リスクを具体的に記載します。

7 継続的支援の必要性

個別事案の担当者が考える現在の支援の状況を「継続」「終結のためのモニタリング期間中」「終結」のプルダウンリストから選択します。レビュー会議で継続事案の全てについて一覽で振り返りを行って、組織での判断で変更があった場合はその時に修正します。

「終結のためのモニタリング期間中」とは、虐待行為が解消され、虐待が再発しないと判断できるまでの虐待対応の終結に向けた一定の見守り期間と考えています。虐待が再発しないと判断できる期間は個別ケースにより異なるため、そのケースにより必要な期間を記載してください。

8 「7 継続的支援の必要性」で「終結のためのモニタリング期間中」の場合の目途（期日）

7で、「終結のためのモニタリング期間中」を選択した場合、「モニタリング期間」の終期（終結時期）の目途（期日）を記載します。

9 【レビュー会議後に記載】レビュー会議での意見・課題

レビュー会議で出された意見や課題について記載しておきます。

10 終結後の通常の支援、11 支援の引継ぎ先

終結の場合に記載します。

障害者虐待防止法での支援、対応が終結しても、その後の通常の生活の支援が必要な場合は、障がい福祉サービスの支援の担当課や相談支援事業所などに状況を引継ぎます。虐待の再発があった時などに速やかに対応できるよう情報提供、連携の状態を記載します。

～ワーキングでレビュー会議を開催してみて～

1. レビュー会議の実施状況

※準備作業はCシートの事前作成以外に独自で行ったもの

| |
|---|
| ●パターン A |
| 出席者 : 障がい福祉主管課職員、委託相談事業所(2カ所)職員 実施頻度: 毎月1回 位置づけ: 自立支援協議会の権利擁護部会の中で実施 準備作業: 年度当初からの新規ケースと継続ケースすべてについて、各担当から確認した直近の状況を一覧にした資料を作成。 検討時間: 1回の会議につき1時間以内 |
| ●パターン B |
| 出席者 : 障がい福祉主管課長・課長代理・係長・係員 実施頻度: 4か月に1回程度 準備作業: 虐待対応担当者がCシートを記載。 検討時間: 1時間強。1ケースにつき10～15分程度。1回5事例程度。 |
| ●パターン C |
| 出席者 : 障がい福祉主管課次長、虐待担当職員4人(委託先含む)、医師、弁護士、委託相談支援事業所代表2人、自立支援協議会権利擁護部会代表2人、保健所精神保健福祉相談員、各福祉事務所 実施頻度: 3ヶ月に1回 位置づけ: 市障害者虐待防止対策事業実施要綱に基づく 準備作業: 外部の出席者との調整 検討時間: 1回2時間～2時間半 ・新規虐待認定ケース約10件(80分)・虐待認定しなかったケース約10件(15分) ・継続ケース約15件(15分) ・通報状況の報告 |
| ●パターン D |
| 出席者 : 障がい福祉主管課虐待担当係長1人、虐待防止センター職員1人 今後は、課長補佐級又は課長級を交えて5人程度の規模で実施していきたい。 実施頻度: 6か月に1回 位置づけ: 位置づけは現在は無いが、ゆくゆくは虐待防止ネットワーク会議の委員から数名を加え、規模を大きくしたい。 検討時間: 1ケースあたり5～30分 |
| ●パターン E |

出席者：虐待防止センター担当係長、虐待業務担当職員

実施頻度：1年に2回

準備作業：会議では紙資料ではなくレビューシートを映写して進める

検討時間：7ケースを約1時間程度

1ケースあたり約10分

2. レビュー会議を行う中で確認できた課題（具体的なケース対応での課題）

- 通報受理時に緊急性はないと判断したケース等について、一旦連絡を入れたが不在の場合などに対応が停滞しがちになっていた。
- 連絡がつかないケースや、状況把握が困難なケースは、日々の他のケース対応の中で停滞してしまう。
- 性的虐待のサインをどうキャッチするかが難しい。
- 児童虐待からの継続ケースやアルコール依存のケースなど対応が困難なケースでの課題が明確になった。
- ケンカが日常化している家庭等で、障がい者虐待で被虐待者であった方が、一方で高齢者虐待の虐待者となっているなどがわかった。
- 支援者によって方針、考え方が違う場合には対応が立てにくかった。

3. レビュー会議を実施してみて良かった点（虐待対応向上や組織としての進捗管理面など）

- レビュー会議のために定期的に全ケースを見直しを行うため、対応の漏れのチェック、案件の見直しができ、進行管理が徹底できる。
- 担当者だけで抱える状況が軽減でき、停滞していたケースの動き出しのきっかけとなった。
- 虐待の判断・対応について、他の第三者の意見をもらうことができた。
- ケース変化が具体的に把握でき、職員間で共有できた。
- 早期に適切な対応ができていることを評価できる。
- 関係機関にレビュー会議に加わってもらうことで、虐待の現状やネットワークの必要性を理解してもらえた。様々な効果がありそうなので、今後レビュー会議の規模を大きくしていき、意義を高めたい。

2-4. 施設従事者シート、使用者シートについて

施設従事者シートと使用者シートは、国調査の項目と事案の基本的情報について記載するものです。

通報を受理してから、事実確認の有無、被虐待者の安全確認や事業所調査を行った日、虐待の判断をした日、障害者虐待防止法第17条の施設従事者虐待についての府への報告、使用者虐待について同法第23条の府への報告を行ったかなど、一連の虐待対応に漏れがないか進捗管理に使用できます。

平成 26 年度 大阪府障がい者虐待要因分析ワーキング

市町村委員 堺市
岸和田市
豊中市
高槻市
柏原市
東大阪市
交野市

オブザーバー 大阪府障がい者自立相談支援センター
大阪府こころの健康総合センター

事務局 大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課

令和元年7月 改訂

事務局 大阪府福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課

令和6年3月 改訂

事務局 大阪府福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課